

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	私立児童福祉施設等運営事業			事業コード	0481
所属コード	065500	課等名	子ども未来課	係名	保育入所係
課長名	石橋 浩幸	担当者名	上野 正一	内線番号	2584
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード	6
	基本事業	保育環境の充実	コード	1
予算費目名	一般会計 3 款 2 項 2 目 私立児童福祉施設等運営事業（001-01）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等	児童福祉法			

(2) 事務事業の概要

児童福祉法第 23 条及び 24 条に基づき、福祉及び保育に欠ける乳幼児を保護者からの申込を受けて、私立保育所、私立母子生活支援施設において保護・保育する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 23 年に児童福祉法が施行され、認可された私立の児童福祉施設に対して同法第 51 条に基づいて運営費を支弁することとなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

保育所においては少子化傾向だが、当分の間、入所希望数は増加すると予想される。定員増等を行っているが、入所希望に追いついていない。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

福祉・保育に欠ける児童

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
A 私立保育所定員	人	46,800	49,070	52,680	52,680	55,020
B 母子生活支援施設入所申込数	件	3	2	2	2	2

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

児童を保護・保育している私立児童福祉施設に対し、児童福祉法第51条及び4の2に基づき、入所児童数等に応じて、運営費を委託料として支出した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
A 私立保育所年間延べ入所児童数	人	51,038	53,705	57,175	57,791	69,220
B 保育所運営費	千円	4,165,312	4,339,232	4,606,737	4,766,979	4,866,687
C 母子生活支援施設入所世帯数	世帯	3	2	2	2	2

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

福祉及び保育に欠ける児童を私立児童福祉施設において保護・保育を行う。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
A 私立保育所充足率	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	114.2	116.4	116.5	116.5	115.5
B 母子生活支援施設入所率	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度実績	26 年度計画	26 年度実績
事業費	①国	千円	1,354,383	1,392,080	1,464,738	1,523,007	1,593,800
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1,832,169	1,931,110	2,060,471	2,129,289	2,087,773
	⑤ そ の 他 ()	千円	980,433	1,012,042	1,084,203	1,117,626	1,185,114
	A 小計 ①～⑤	千円	4,166,985	4,342,253	4,609,412	4,769,922	4,866,687
人件費	⑥延べ業務時間 数	時間	5,590	5,590	5,590	5,590	5,590
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	22,360	22,360	22,360	22,360	22,360
計	トータルコスト A +B	千円	4,189,345	4,364,613	4,631,772	4,792,282	4,889,047
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

児童福祉法に基づき私立児童福祉施設において保護・保育を行うことは、施策に結びついて
いる。

① 市の関与の妥当性

法定事務であるため、妥当である。

② 対象の妥当性

法定事務であるため、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

児童福祉法により、市町村の事務と定められていることから、事業の廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

保育所への入所待機児童を解消することにより成果が向上する。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

保育所への入所待機児童を解消することにより、受益機会の適正化を図ることができる。母
子生活支援施設については適正化の余地はない。

受益者の費用負担の面では、児童福祉法により費用負担割合を明記されているので、公平で
ある。

(4) 効率性評価

運営費は入所児童数や国の定める保育単価により設定されている。

平成 20 年度に保育システムの改修を行ったため。現状以上の削減は難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	子ども・子育て、若者への支援	コード	2
	小施策 (推進項目)	保育環境の充実	コード	2-1

(2) 改革改善の方向性

保育需用に基づく定員の見直し、民間保育所新設。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

少子化における児童数減少と、保育需要の増加との今後の動向を推測し、長期的な見通しの
もと、本事業の方向性を検討していく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

待機児童は減少したものの、保育需要の長期的な動向を推測するとまだ定員拡大を図る必要がある。引き続き、私立保育所の新設、幼稚園の認定こども園化、入所の円滑化により年間を通して待機児童が発生しない体制をつくっていく必要がある。